外国法事務弁護士名簿の登録

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第24条第２項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録をしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成26年12月１日	G921	チン・イーファン	中華人民共和国	東京
平成26年12月16日	G922	ヨンティン・ティナ・シャン	アメリカ合衆国イリノイ州	第二東京
平成26年12月16日	G923	ノア・デイビス・カー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第二東京

平成27年１月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録取消し

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第30条第１項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録の取消しをしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	事由	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成26年12月８日	請求	G830	スティーブン・ジョン・ピアース・ルイス	連合王国	東京
平成26年12月15日	請求	G829	ダニエル・パトリック・レフォート	アメリカ合衆国テキサス州	第一東京
平成26年12月16日	死亡	G595	幸田　榮夫	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第一東京
平成26年12月16日	請求	G842	アンドリュー・ピーター・トムソン	オーストラリアビクトリア州	福岡県
平成26年12月18日	請求	G391	クレイグ・イスラエル・セルニカ	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第二東京
平成26年12月31日	請求	G13	リチャード・アンソニー・イーストマン	アメリカ合衆国カリフォルニア州	第二東京
平成26年12月31日	請求	G585	ジェームズ・エドワード・スペンサー・ワトソン	連合王国	第一東京
平成26年12月31日	請求	G799	トッド・クリストファー・クロスビー	アメリカ合衆国テキサス州	第一東京
平成26年12月31日	請求	G866	レン－ザン・コウ（シャン・コウ）	連合王国	第一東京
平成26年12月31日	請求	G880	ロバート・ジャヴィン＝フィッシャー	連合王国	第一東京
平成26年12月31日	請求	G912	ダニエル・ロジャー・ホイル	連合王国	第一東京

※職務上の氏名を使用している外国法事務弁護士は括弧内に職務上の氏名を記載しています。

平成27年１月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士の職務上の氏名の使用

次のとおり、外国法事務弁護士名簿に外国法事務弁護士の職務上の氏名を記載しましたので、公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
東京	921	チン・イーファン	陳　軼凡

平成27年１月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士記章紛失公告

次のとおり外国法事務弁護士記章の紛失届がありましたので公告します。なお、職務上の氏名を使用中の者については職務上の氏名を記載しています。

（記章番号）	（所属会）	（氏名）
G585	第一東京	ジェームズ・エドワード・スペンサー・ワトソン
G829	第一東京	ダニエル・パトリック・レフォート
G866	第一東京	シャン・コウ
G912	第一東京	ダニエル・ロジャー・ホイル
G391	第二東京	クレイグ・イスラエル・セルニカ

平成27年１月１日　日本弁護士連合会

解散命令公告

静岡県公告

別表の左欄に掲げる農業協同組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れず、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３の規定に基づき、解散命令の要旨を別表１及び２右欄のとおり公告する。

平成27年２月４日

静岡県知事　川勝　平太

別表１

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
田方輪出百合根農業協同組合 静岡県三島市1226番地ノ１	農業協同組合法第95条の２第２号の規定に基づき解散を命ずる。
多賀農産物加工農業協同組合 静岡県熱海市下多賀860番地	
遠州園藝農業協同組合 浜松市中区板屋町371番地の１	

教示

(1)　これらの処分に不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができる。

(2)　この処分について訴訟により取消しを求めるときは、行政事件訴訟法の規定に基づき、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に、静岡県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

別表２

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
塚原農業協同組合 静岡県三島市塚原新田16番地ノ１	農業協同組合法第95条の２第２号の規定に基づき解散を命ずる。
田方酪農業協同組合 静岡県三島市田町537番地	
静岡縣東部生花農業協同組合 静岡県三島市富士見町3200番地の11	

教示

この処分について訴訟により取消しを求めるときは、行政事件訴訟法の規定に基づき、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に、静岡県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。